

加美町協働の まちづくり推進に関する指針

KAMIKATSU Guidelines

■ ■ ■ かみ活のススメ ■ ■ ■



令和3年3月 加美町
K a m i T o w n

目次 contents

はじめに	1
1. なぜ協働のまちづくりを進めるのか	
1) 背景	2
2) 必要性	2
3) 効果	2
2. 協働とは	3
3. かみ活とは	
1) かみ活とは	4
2) かみ活の特性	5
3) かみ活の成長	6
4. かみ活の原則	8
5. かみ活の担い手	
1) かみ活の担い手	9
2) かみ活のプレイヤー	9
3) かみ活のサポーター	10
6. かみ活の推進	
1) 情報	11
2) 場・機会	11
3) つながり	11
4) 学び	12
5) 達成感	12
6) 活動資金	12
事例集	13
資料編	15

はじめに ～指針の役割～

この指針は、「加美町まちづくり基本条例」で定める「協働」によるまちづくりを推進するための、加美町としての行動指針を示したものです。加美町総合計画をはじめ、町の各種個別計画を推進する基礎となります。ただし、行政運営のためだけに策定したものではありません。

さまざまな地域課題を解決し、自分たちのまちや暮らしをより良くしたい、それは町民も行政も共通して目指すまちづくりの目的です。

同時に、少子高齢化や人口減少などにより、個別の地区や組織、行政がそれぞれに「担い手が少ない」などの困りごとを抱え、解決されない地域課題が増えていくなかで、協力して課題解決に取り組む「協働」は、今も、そしてこれからも、ますます重要になっています。

この指針を策定するために、町民と町職員合同のワークショップ「かみ活キャンプ」を3回開催し、加美町のまちづくり活動の実例をもとに、さまざまな人たちが協力し合って活動を進めるために大切なことは何か、話し合いました。そこで出た意見をもとに、町職員によるワーキング会議を6回、加美町協働のまちづくり推進協議会を3回開催し、議論を重ねて内容を練りました。

検討の中では、行政も町民も、さまざまな人が協力し合うことで選択肢や可能性が広がる、という意見を確認し合いました。では、どうすればスムーズに協力しあうことができるのでしょうか？

この指針では、**さまざまな世代、地区、組織の人たちが、協力してまちづくりを進めるにあたり、どの立場であっても必要となる考え方や行動のポイント**についてまとめました。いわば、まちづくりに関わる人たちのための「**協働の手引き**」です。

「まちや暮らしをもう少し良い方向に変えたい」と思ったとき、まちづくり活動をスタートさせるとき、進め方に迷ったとき、何度も立ち返り目を通していただくものとなれば幸いです。

令和3年 3月 加美町



1 なぜ協働のまちづくりを進めるのか



1) 背景

近年、人口減少・少子高齢化、生活様式の多様化、コミュニティの希薄化などにより、さまざまな分野で担い手不足と特定の人への役割の集中が加速化しています。空き家、耕作放棄地、森林の荒廃、交通手段の確保など、多様化、深刻化する地域課題を、それぞれの地区や組織だけでは、解決するのが難しくなっているのが現状です。

まちづくりは、取り組みを始めてから成果が出るまで時間がかかるもの。今はこれまでどおりの役割や活動を維持できていても、すでにゆがみが現れています。さらに5年後、10年後はどうなっているのでしょうか。まさに「今」が、真剣に「協働のまちづくり」に取り組むべきときなのです。

2) 必要性

さまざまな属性の個人や団体が関わる「協働のまちづくり」を進めることで、個々では解決が難しい問題も、それぞれの特性や得意分野を生かして協力し合いながら乗り越えていくことができます。また、一方だけの視点では見えなかった課題にもお互いに気づくことができ、新しい可能性や選択肢が広がります。

3) 効果

「協働のまちづくり」に取り組むことは、人や組織を成長させ、個人では得られないような満足感も期待できます。そして、活動により、まちが良い方向に向かっていけば、回り回って自分や家族の幸せにもつながっていくのではないのでしょうか。

それは善意が循環するあたたかいまちであり、わたしたちがめざすまちの姿ともいえます。

2 協働とは



加美町のまちづくりに関する基本事項を定めた「加美町まちづくり基本条例」では、「協働」を次のように定義しています。

町民、議会及び町が、お互いに理解し、対等な立場で協力しながら共通の目的達成のために取り組むこと。

この指針では、基本条例の定義をふまえて、さらに具体的に協働のまちづくりを推進していくため、これから加美町で取り組むべき「協働」を以下のように位置づけ、実現のために重要な点は何か示していきます。

【力を合わせてまちや暮らしを良くする取り組み】

協働

さまざまな世代・地区・組織の人たちが、まちや暮らしを良くするための目的を共有して、対等な立場で、お互いを理解し尊重し合いながら、それぞれにできる分野で協力して取り組むこと。

まちづくりに関係する「きょうどう」という言葉には、「共同体」などの「共同」、「協同組合」などの「協同」もありますが、「協働」は「異なる属性（世代・地区・組織など）の人たちが、同じ目的に向かって協力し合う」ことに特徴があります。立場や価値観が異なる中で一緒に取り組みを進めることは容易ではありませんが、それぞれの良さを活かすことで、今まで取り組めなかった課題の解決に至る大きな可能性を秘めています。



3 かみ活とは



1) かみ活とは

①定義

「加美町まちづくり基本条例」では、町民によるコミュニティ活動を「地域活動（町民の地域的なつながりに基づいて行われるまちづくり活動）」と「市民活動（特定の分野に関して町民の関心又は問題意識に基づいて行われるまちづくり活動）」としています。この指針では、これらを含め、さまざまな団体や個人が協力し合いながら、自分たちが住みよく、安心して暮らせるまちづくりを行うための活動を「かみ活」と定めます。

「かみ活」が町全体に広がり、多くの町民が参画することで、「協働のまちづくりの推進」につながると位置づけ、必要な取り組みを示していきます。

かみ活

【みんなで育てるまちづくり活動】

さまざまな団体や個人が協力し合いながら、自分たちが住みよく、安心して暮らせるまちづくりを行うための活動

②現状

今、加美町のまちづくりの現状はどうなっているでしょうか。

慣例的に行われている活動も多々ある中で、さまざまな分野で人口減少による担い手不足が問題となっています。まちづくりの核を担う60代から70代には、役割や負担が集中しがちです。まちづくりの新たな担い手、特に若い世代の参加を望む声は大きいものの、職業やライフスタイルが多様化し、人と人とのつながりを持つこと自体が難しくなっています。まちづくりに関わる中で生まれるはずの地域への愛着も薄れつつあり、さらなる人口減少につながるおそれもあります。

どうしたら、役割が集中している方々の負担を軽減し、さまざまな人がつながり合って、現状をよりよく変えていくことができるでしょうか。お互いに理解し協力し合う「かみ活」をもっといきいきと育て増やすこと、それがひとつの答えなのではないでしょうか。

2) かみ活の特性

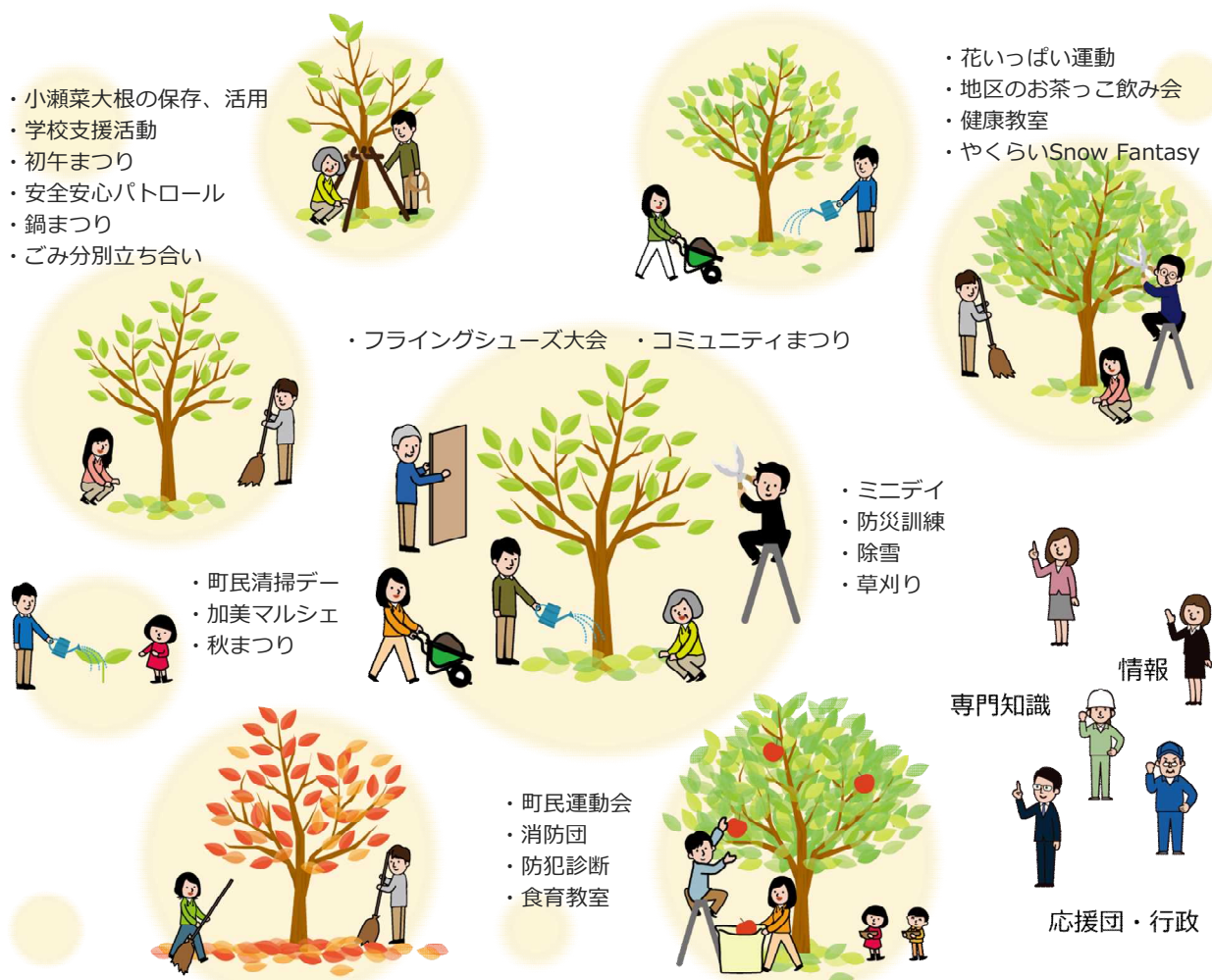
かみ活を理解し、実現するにあたって、重要な特性は次の3点です。

かみ活の 特性

1. 成長する 2. さまざまな人が関わる 3. 種類や数が豊富

木が成長するようにかみ活が育ち、多くのかみ活の木が育った森は豊かになります。そして多様な担い手が、各自のできることを協力し合いながら木や森を育くむ。それが、かみ活のイメージです。

「まちや暮らしを良くしたい」という想いが重なり合って、たくさんのかみ活が芽吹き成長していく、そんないきいきとしたかみ活の森が、めざすべき姿といえます。



かみ活の森は豊かな森

この指針をつくるにあたり、町民と町職員の合同ワークショップ「かみ活キャンプ」を開催し、皆さんが考える「これが協働かな？」という場面を出し合ってもらいました。たくさん活動があげられ、最終的に30以上もの活動について意見が交わされました。かみ活の森がいかに豊かわかります。これから協働の取り組みを進めることで、さらに大きく森を育んでいくことができるでしょう。

3) かみ活の成長

最初はできる範囲で小さく始まるかみ活も、みんなの関わりによって次第に大きく成長します。



かみ活の芽生え

モヤモヤした課題意識や、まちや暮らしを良くしたいという想いの重なりから共通の目的が生まれ、その達成をめざしてかみ活が始まります。



つまづき

- ・課題意識やまちを良くしたいという想いはあっても、どう行動すればいいかわからない。
- ・やりたいことがあっても仲間が見つけれない。



のりこえポイント

- ・モヤモヤした想いを気軽に話し合い、共有・共感し合う場づくり。
- ・さまざまな人と普段からゆるやかなつながりや交流がある、やわらかい雰囲気。
- ・「やってみたい」ことを本音で話し合える機会づくり。



かみ活の育ち

みんなで話し合う中で「やってみよう」は具体的な「活動」に成長。それぞれ自分にできることで協力し合いながら活動を行います。



つまづき

- ・活動を進めるための方法や資金などの情報が手に入らない。
- ・役割分担がうまくいかず、特定の人に役割がかたよる。
- ・メンバーの力をうまく発揮できない。
- ・協力者をどう見つけていいかわからない。



のりこえポイント

- ・参考になる取組みや仲間づくり、資金など、活動に有用な情報の収集。
- ・特定の人だけでなくみんなで話し合い、考えを共有し、納得いく決定を行う。
- ・お互いのできることを理解し尊重し合う。
- ・活動を発信し、共感を得ることができる場づくり。



かみ活の実り

みんなで活動の成果を共有し、達成感や充実感を味わうことで、さらに活動がつなげていきます。



つまづき

- ・内容がマンネリになり、想いが薄れる。
- ・達成感が感じられない。
- ・仲間や参加者が少なくなっていく。



のりこえポイント

- ・成果の評価と共有、次の計画への反映。
- ・達成感や充実感のメンバー間での共有。
- ・活動を改善しながら進めていくための学び合い。



かみ活の継承

さまざまな理由でかみ活にも終わりが来ます。木があった場所に陽が当たることで、新しい芽が芽生えることも。成果を引き継ぎ、次へつなげます。

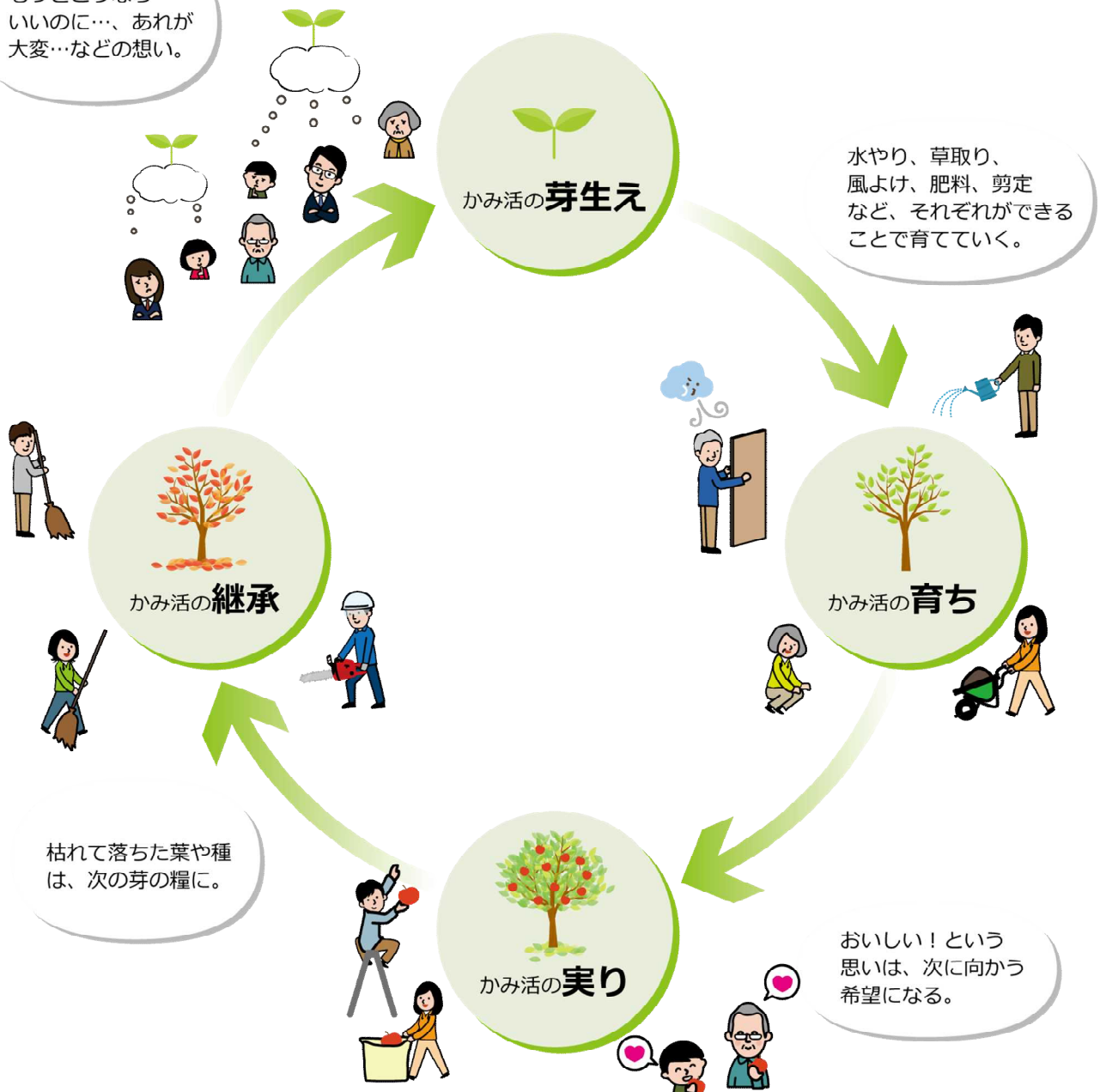
つまづき

- ・メンバーが重い負担を感じながら、無理をして続けている。
- ・後継者が見当たらない。
- ・活動の成果が次に引き継がれない。

のりこえポイント

- ・本来の目的と活動の現状を照らし合わせた冷静な将来の検討。
- ・活動終了の決定は、丁寧な話し合いとメンバーの納得の上で行う。
- ・活動の後継者育成。
- ・さまざまなかみ活の成果を広く収集し、活用できるように記録に残していく。

もっとこうならいいのに…、あれが大変…などの想い。



4 かみ活の原則



かみ活の原則は、次の5点です。さまざまな立場の人が協力し合ってまちづくりを行うとき、お互いにこの原則を確認しておくことで、スムーズで充実した関係を築くことができるでしょう。

想 い inspiration (インスピレーション) | 想いの重なりを大切に

想いの重なりは全ての始まりであり、活動の中で何度も立ち返るべき原点です。

共 有 share (シェア) | めざす目的の共有

共通の目的の達成をめざすことで、より強く有効に協力し合うことができます。

尊 重 respect (リスペクト) | お互いの尊重

お互いの意見や立場を尊重し、みんなの利益につながる関係を築くことが大切です。

理 解 partnership (パートナーシップ) | 相互理解

対等な目線で話し合いを重ね、お互いを理解し合う中で、役割も明確になり、主体性が生まれます。

多様性 diversity (ダイバーシティ) | さまざまな人の関わり

さまざまな人が関わり協力し合うことが、新しい可能性や選択肢を広げます。

5 かみ活の担い手



1) かみ活の担い手

かみ活は誰が行うものなのでしょう？

かみ活の担い手には、ひとつひとつのかみ活の木を成長させる「プレーヤー」の他に、森全体に目を配り、活動するみなさんが動きやすいよう支援する「サポーター」がいます。

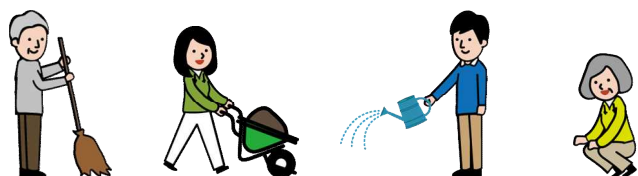
さまざまな属性の団体や個人が協力し合うかみ活は、担い手がお互いにそれぞれの特性を知り、活かすことで高い効果が得られます。

また、担い手は町内の人や団体に限りません。多様なメンバーが加わることで、その価値観の違いに驚くこともあるかもしれませんが、新たな発見や気づきにもつながり、かみ活のさらなる成長が期待できます。

2) かみ活のプレーヤー

ひとつひとつのかみ活の主体となる「プレーヤー」として、主に次の方々が考えられます。

主なプレーヤー	団体名など	特性
町民	個人	各自の地域への関心にしたがってまちづくりへ参画。一人ひとりの「まちを良くしたい」という想いと行動が、すべてのまちづくりのはじまり。
地域活動団体	自治会、行政区、地区内の各種団体、コミュニティ協議会など	一定の地域内における住民同士が組織をつくり、地域自治の主体として地域内のさまざまな活動に取り組んでいる。地域の実情を熟知していることと身近な人々のつながりが強み。
	地域運営組織	上記の特性に加え、地域内の様々な主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する。 地域内の協働が体现された組織といえる。



主なプレーヤー	団体名など	特性
市民活動団体	NPO、ボランティア団体、文化芸術・スポーツ団体など	地域の垣根をこえて、自らの掲げるテーマに沿った活動を行う団体。専門性、機動性、先駆性がある。
公益法人	社団法人、社会福祉法人など	公益に関する事業を行う。専門的な知識を集約することができる。
経済・産業団体、事業者等	商工会、農業協同組合、企業など	営利を目的とした経済活動を行う、またはそれを支援する団体。専門性の高い人材、知識、技術、資金等を活かし、社会貢献活動を行う場合もある。
教育機関、学識者等	保育園、幼稚園、学校、大学、教師、研究者など	専門性の高い人材や知識、情報など持ち、次世代を担う人材の養成を行う。
学生	個人、サークル、ボランティア団体など	学びの一環として地域づくりへ取り組む。若い力と新しい発想で協働するメンバーに活力をもたらす。
行政	加美町役場及び関連機関など	公平性、平等性の原則に基づき、公的な住民サービスを行う。サービスは町域内に限り、法令や施策に基づき行動することから、画一的になりがちだが、信頼性と安心感がある

3) かみ活のサポーター

かみ活が活発かつスムーズに取り組まれるためには、主体的に活動する皆さんが動きやすいよう、支援していく「サポーター」も重要です。

かみ活は、お互いに補い合い、協力し合いながら行われますが、主に次のサポーターが想定されます。

共感支援者

活動に共感して支援を行う個人や団体。協力者としてまちづくりに貢献したいという想いにより行動する。

中間支援組織

さまざまな主体の間に立って、中立的な立場で活動を支援する組織。専門的なノウハウやネットワークが強み。

行政

公平性、平等性の原理に基づき、法令や施策に従って支援を行う。かみ活の土台となるしくみづくりや基盤整備を行う。



6 かみ活の推進



かみ活を活発に成長させていくための推進のしくみとして、以下の6点が必要です。

1) 情報

まちづくりに関わる多様なヒト・モノ・コトなどの情報が手に入る、使いやすい情報発信ツールを整備する取り組みです。また、さまざまな立場の人の想いや活動のようすなどを、町民自身が広く発信できるしくみが必要です。

推進のアイデア

- ・多角的なまちづくり情報の収集、整理、発信
- ・さまざまな人が情報を受け取りやすい情報発信ツールの整備、運営
- ・情報の収集、発信を町民が気軽に行うことができるしくみ

2) 場・機会

いろいろな人が気軽に集い、出会うことができる場づくりをする取り組みです。

推進のアイデア

- ・どんな人にも使いやすく、気軽集える拠点の整備
- ・自然な出会いが生まれ、ゆるくつながるやわらかい雰囲気づくり

3) つながり

かみ活に関わる人たちが、本音で考えを話し合い、まちづくりへの想いを重ね合わせることができるつながりをつくる取り組みです。また、地域課題の解決に向けて、関係するさまざまな団体や組織等が、話し合い連携する場づくりをめざします。

推進のアイデア

- ・人や団体をつなぐコーディネーター機能
- ・同じ想いを持つ人たちのマッチング
- ・課題解決に向けたテーマごとの連携のしくみ

4) 学び

かみ活の芽生えや成長につながるよう、幅広い町民が、地域やまちづくりについて知り、考える機会をつくる取り組みです。かみ活団体に対しては、成長段階に応じた学びや、団体同士の学び合いの機会づくりを進めます。かみ活の後継者育成にも取り組みます。

推進のアイデア

- ・町民の世代や属性、状況に合わせた学びの環境整備
- ・地域やまちづくりについて知り、考える機会づくり
- ・活動の成長段階や属性に合わせた研修
例) 計画作成・組織運営・合意形成・情報共有・資金獲得・共感を得る手法など…
- ・団体同士がお互いを知り学び合う機会づくり
- ・若い世代の学びや挑戦への支援

5) 達成感

かみ活団体が活動成果を発表し、お互いに評価し合う機会をつくる取り組みです。かみ活の成果やノウハウは、広く町民に知ってもらうほか、いつでもだれでも参照できるしくみづくりを進めます。

推進のアイデア

- ・活動成果発表会の定期的な開催
- ・活動成果やノウハウなどの収集、分析、情報発信とアーカイブ化

6) 活動資金

活動の助成についてはスタートアップを手厚くするなど、団体の成長段階に応じた、自律を妨げない制度を整備する取り組みです。また、町民や企業が、かみ活団体の活動に共感し、資金等の支援をできるようなしくみづくりも必要です。

推進のアイデア

- ・活動のスタートアップを支援する事業の充実
- ・団体の成長段階に応じた支援制度の整備
- ・かみ活団体への寄附やクラウドファンディング等の推進
- ・企業との連携機会の創出



やくらい Snow Fantasy



薬菜の冬の風景を堪能しながら、子どもから大人まで楽しむことができるナイトイベントを開催。花火のほか、雪あかり・ナイタースキー・スノーバナナボードなど、雪を活かした盛りだくさんのアトラクションが、参加者に喜ばれている。



①かみ活の芽生え段階

～重なり合う想い～

活動のはじまりは「地元の小学校のスキー教室で指導しているメンバーに加え、やくらいLOVEな面々、雪LOVEな面々、スキーLOVEな面々、子どもたちLOVEな面々がつながる中で、『いろんなLOVEを総合して、加美町の未来へつなげる何かができないか?』という雪をも融かしてしまいそうな程の情熱から。」とのこと。そんなメンバーの想いの重なり合いがやくらいの魅力を発信するイベントの企画につながった。



②かみ活の育ち段階

～仲間とともに～

平成29年度の事業スタートから3年間、町の町民提案型まちづくり事業補助金を資金としてイベントを実施。町からはプランへの助言や研修も受けることができた。

会場であるやくらいファミリースキー場だけでなく、商工会青年部に飲食ブースをお願いしたり、ボランティアスタッフを募るなど、仲間が増え、できることも広がっていった。



③かみ活の実り段階

～つながるアイデア～

イベントの後には、みんなで活動をふりかえり、次にどう生かすかなどを共有している。ここからは、イベントの改善点だけでなく、募金箱の設置など、活動を続けていくためのアイデアも次々生まれた。これまで、吹雪や雪不足などの自然からの洗礼、そして感染症などたくさんの課題が降りかかってきたが、そのつど話し合っ乗り越えている。

令和3年2月、「新型コロナ感染症の影響下でもできることを」と、子どもたち手作りの雪あかりと打ち上げ花火のみのイベントを行い、たくさんの方から好評をえた。メンバーいわく「次第に他団体への影響力も芽生え、加美からのLOVEは留まることを知らない。」活動のさらなる進化が期待される。



旭地区

旭地区住民自身が、地域の良さや困りごとを知り、地域を良くしていくための行動を考え、決定し、実行していく取り組み。みんなで集まって話し合いながら、地域を活性化させるためのイベントを行ったり、困りごとを解決するためのしくみを考えている。



①かみ活の芽生え段階

～ほんとうは近くにいた仲間～

町主催のワークショップに地区のさまざまな方が参加。「雪や空き家など『大変なこと』を『楽しいこと』に変えたい」「もっとみんなで話し合いたい」など、たくさんの意見を交換し合った。

若者もお年寄りも男性も女性も、本音で語り合う中で、お互いを「住みよい地域を作っている仲間」と気づくことができた。住民主体の地域づくりへ一歩踏み出した。



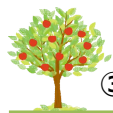
②かみ活の育ち段階

～みんなの「得意」を活かして～

区長や地区内の各団体代表だけでなく、若者の集まり「旭地区をさらに良くするプロジェクト」を加えて「旭地区地域運営組織準備委員会」が発足。地区のことを知る「旭地域づくり塾」や閉校した旧旭小学校を活用してのイベントを開催。

若者のアイデアや行動力に、お年寄りの知恵、働き盛り世代の技術が加わって、地域を知り、活かす企画が次々生まれた。

2年目からは壮年層の「旭のこれからを考える会」も仲間となり、地域課題解決に向けたしくみづくりに取り組んだ。



③かみ活の実り段階

～積み重ねが実をむすぶ～

年に数回、全体会や報告会を開催し、自分たちがどのような活動をしてきて、どこへ向かうのか共有している。今まで地域のことに関わりづらかった若者や女性からも、意見が出され、次の活動に取り入れられている。

令和3年4月には、これまで積み重ねてきた話し合いが形になり、地域運営組織としてスタートする予定。これからも、地域のみんなが笑顔で暮らせる地域づくりをめざして活動していく。



資料編

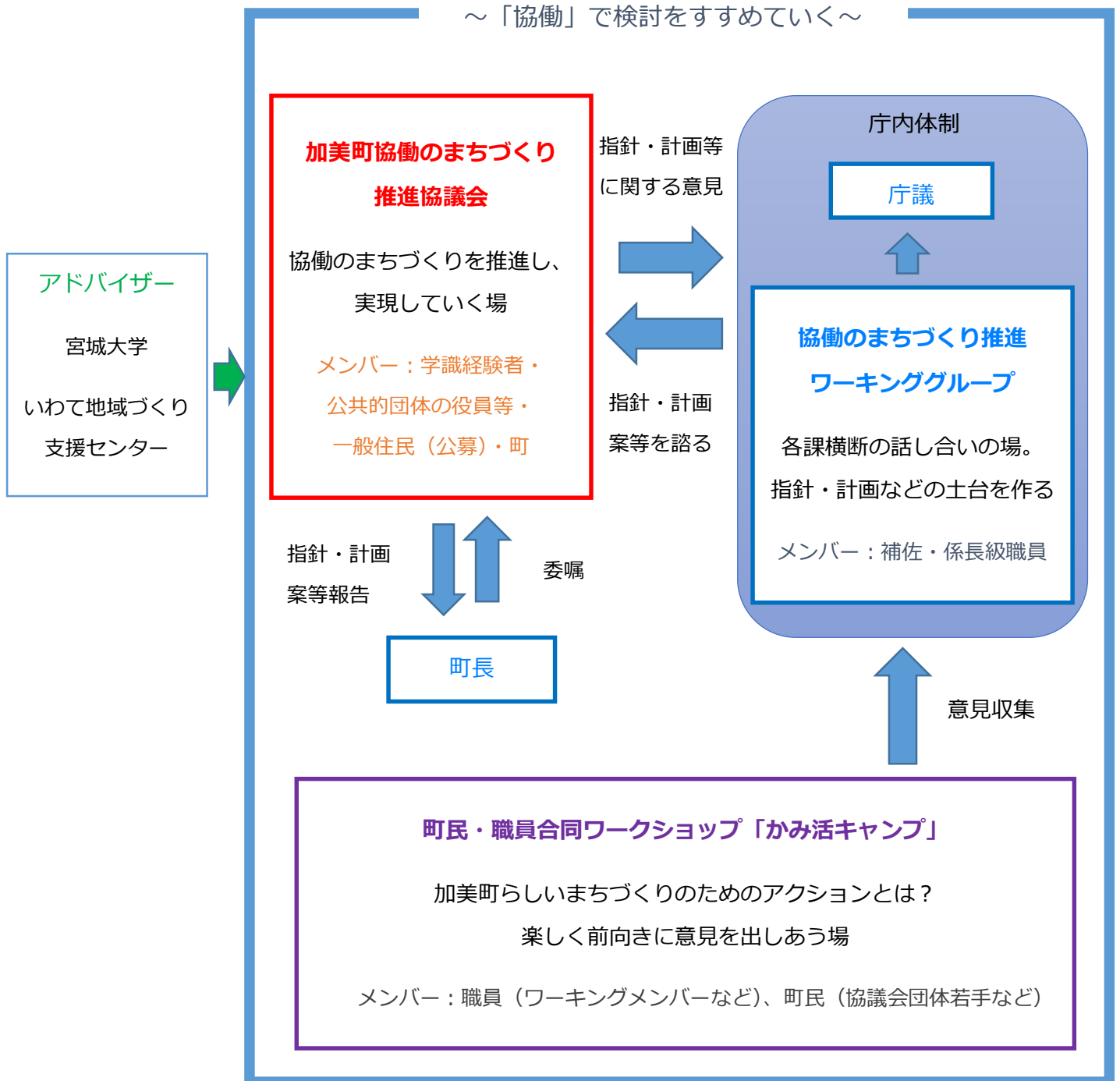
1. 加美町協働のまちづくり推進協議会委員名簿	16
2. 検討組織	17
3. 検討経過	18
4. 加美町協働のまちづくり推進協議会設置要綱	19

1. 協働のまちづくり推進協議会委員名簿

(敬称略)

区分	NO	所属	役職	氏名	備考	
学識経 験を有 する者	1	宮城大学事業構想学群	准教授	佐々木 秀之		
	2	特定非営利活動法人いわて地域づくり支援センター	事務局長	若菜 千穂		
公共的 団体の 役員 または 職員	3	加美よつば農業協同組合	常務理事	後藤 利雄		
	4	加美商工会	会長	中島 信也		
	5	加美町社会福祉協議会	会長	鈴木 俊郎 (～R3.2) 板垣 文一 (R3.3～)		
	6	(一社)加美町スポーツ協会	会長	今野 壽美		
	7	加美町文化協会	副会長	畠山 こずゑ		
	8	心の健康づくりボランティアはあと輪・和・話	会員	柳川 勝子		
	9	鳴瀬地区コミュニティ推進協議会	会長	佐々木 正敏		
	10	広原地区コミュニティ推進協議会	会長	佐々木 雄一		
	11	鹿原地区コミュニティ推進協議会	会長	小山 敏		
	12	加美町西部地区コミュニティ推進協議会	会長	今野 攻		
	13	賀美石地区コミュニティ推進協議会	会長	今野 守		
	14	宮崎西部地区地区コミュニティ推進協議会	会長	鎌田 秀夫		
	15	加美町区長会中新田支部	役員	高橋 泰夫	西町区長	
	16	加美町区長会小野田支部	役員	佐々木三清	下野目区長	
	17	加美町区長会宮崎支部	役員	藤井 健一	下町区長	
	18	中新田地区商店街にぎわいづくり委員会	委員長	高橋 庸介		
	19	加美町婦人会	会長	鈴鴨 美代		
	20	加美町老人クラブ連合会	会長	高橋 良一		
	21	PTA連合会	会長	伊藤 望		
	22	加美町子ども会育成連合会	会長	若松 祐吉		
	公募に よる 町民	23			工藤 卷子	
		24			千葉 三津枝	
25				渡邊 大介		
町当局	26	副町長		高橋 洋		
	27	教育長		早坂 家一		

2. 検討組織



3. 検討経過

月日	内容
R2.7~8	加美町のまちづくりと交通に関するアンケート調査 ・住民、町職員、行政区長を対象にまちづくりの現状及び意識調査
R2.9.4	第1回加美町協働のまちづくり推進ワーキンググループ会議 ・事業説明 ・アンケート結果について
R2.9.25	第1回加美町協働のまちづくり推進協議会 ・協働のまちづくり推進事業について ・アンケート結果について
R2.10.15	第2回加美町協働のまちづくり推進ワーキンググループ会議 ・第1回加美町協働のまちづくり推進協議会について（報告） ・ワーキングとワークショップの進め方について ・ワーク「協働のイメージとは？」
R2.10.29	町民・町職員合同ワークショップ「かみ活キャンプ vol.1」 ・かみ活キャンプについて ・ワーク「これって協働かな？と思う場面の収集」
R2.11.18	第3回加美町協働のまちづくり推進ワーキンググループ会議 ・かみ活キャンプについて ・ワーク「協働の理想と実現に必要なこと・協働の定義」
R2.11.26	町民・町職員合同ワークショップ「かみ活キャンプ vol.2」 ・ワーク「協働の理想と実現に必要なこと・協働の定義」
R2.12.3	第4回加美町協働のまちづくり推進ワーキンググループ会議 ・ワーク「指針のたたき台づくり」
R3.1~2月	第2回加美町協働のまちづくり推進協議会（書面開催） ・令和2年度協働のまちづくり推進事業の経過について ・協働のまちづくり推進に関する指針案の概要について（中間報告）
R3.1.29	第5回加美町協働のまちづくり推進ワーキンググループ会議 ・ワーク「指針案作成」
R3.2	町民・町職員合同ワークショップ「かみ活キャンプ vol.3」（書面開催） ・指針案確認
R3.3.3	第6回加美町協働のまちづくり推進ワーキンググループ会議 ・ワーク「指針案確認」
R3.3.26	第3回加美町協働のまちづくり推進協議会 ・協働のまちづくり推進に関する指針（素案）について

4. 協働のまちづくり推進協議会設置要綱

令和2年7月31日
加美町告示第52号

(設置)

第1条 加美町におけるまちづくりの基本的なあり方を示した「加美町まちづくり基本条例（平成28年条例第5号）」に基づき、町民、議会及び町が、それぞれの役割と責務を果たしながら、「協働」を原則とした町民主体のまちづくりを推進するための基本的な指針（以下「指針」という。）及び指針に付随する計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に関し必要な事項を検討するため、加美町協働のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指針及び計画に関する調査、研究及び検討に関すること。
- (2) 指針及び計画の原案の作成に関すること。
- (3) その他指針及び計画の策定に関し必要な事項。
- (4) 策定された指針及び計画の推進に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体の構成員又は職員
- (3) 公募による町民

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、その職にあるために委員となった者がその職を離れたときは、委員の職を失う。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、必要な資料を提供させ、又は意見を聴き、若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、ひと・しごと推進課において所掌する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。